

平成25年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	3	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(都市計画税)	
見直し項目名	外貿埠頭公社が特定用途港湾施設の用に供する固定資産に係る特例措置の廃止	
見直し内容(概要)	<p>外貿埠頭公社が特定用途港湾施設の用に供する固定資産に係る特例措置を廃止する。</p> <p>【廃止する特例措置】</p> <p>①外貿埠頭公社が旧外貿埠頭公団から承継した固定資産に係る特例措置 固定資産税・都市計画税の課税標準 3/5 (平成24年度のみ 4/5)</p> <p>②外貿埠頭公社が昭和57年4月1日から平成10年3月31日までに取得した固定資産に係る特例措置 固定資産税・都市計画税の課税標準 1/2 (平成24年度のみ 2/3)</p> <p>特例期間：平成22～24年度</p>	
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法附則第15条第5項 ・ 地方税法施行令附則第11条第7～9項 ・ 地方税法施行規則附則第6条第20、21項 	
増収見込額	+283 (▲283) (単位：百万円)	
廃止又は縮減の理由	平成22年度税制改正大綱において、本特例について「3年延長した上、廃止」することとされていることに従い、廃止するものである。	
ページ		3—1